

森林・林業基本計画に関する審議の進め方について（案）

1 森林・林業基本計画の変更について

- (1) 森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、計画事項は次のとおりである。
- ① 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
 - ② 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
 - ③ 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④ 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 基本計画は、
- ① 森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、
 - ② 森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、
 - ③ おおむね5年毎に変更することとされている。
- (3) また、基本計画の変更にあたっては、林政審議会の意見を聴くこととされており、基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに公表することとされている。

2 審議の進め方

- (1) 現行の基本計画は、平成13年10月に策定されたものであり、本年秋に変更することが必要。
- (2) このため、別紙日程（案）により検討。この場合、都道府県知事等有識者からのヒアリングを実施。
- (3) 森林法の規定により森林・林業基本計画に即してたてることとされている全国森林計画の変更について検討。

日程 (案)

年 月	項 目
18年 1月	林政審議会 (1月25日) <ul style="list-style-type: none">基本計画変更についての諮問森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化基本計画変更に当たっての検討の視点 等
3～5月	林政審議会 <ul style="list-style-type: none">現行基本計画の検証と森林・林業・木材産業をめぐる課題等について (3回程度開催) [有識者ヒアリングを含む]
6～8月	↓ 林政審議会 <ul style="list-style-type: none">基本計画案について (3回程度開催)
9月	↓ 林政審議会 <ul style="list-style-type: none">基本計画変更について答申 (閣議決定、国会報告)
	全国森林計画の変更について ↓ 諮問・答申 (閣議決定)